		232	――――――――横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が15センチメートル以上のもの（この号の231に掲げるものを除く。）	ＣＭ	ＫＧ						
		239	――――――――その他のもの	ＣＭ	ＫＧ						
			―――――その他のもの								
		291	――――――直交集成板（ＣＬＴ）	ＣＭ	ＫＧ						
		299	――――――その他のもの		ＫＧ						
	44.19		木製の食卓用品及び台所用品				44.19				
			―竹製のもの				4419.00		木製の食卓用品及び台所用品		
	4419.11	000	――製パン用の板、まな板その他これらに類する板		ＫＧ				―割りばし		
	4419.12		――箸					110	――竹製のもの	ＴＨ	ＫＧ
		100	―――割り箸	ＴＨ	ＫＧ			190	――その他のもの	ＴＨ	ＫＧ
		900	―――その他のもの	ＴＨ	ＫＧ			900	―その他のもの		ＫＧ
	4419.19	000	――その他のもの		ＫＧ						
	4419.90		―その他のもの								
		100	――割り箸	ＴＨ	ＫＧ						
		900	――その他のもの		ＫＧ						
	44.20		［略］				44.20		［同左］		
	44.21		その他の木製品				44.21		その他の木製品		
	4421.10		［略］				4421.10		［同左］		
			―その他のもの				4421.90		―その他のもの		
	4421.91		――竹製のもの					100	――竹製のくし		ＫＧ
		100	―――串		ＫＧ			200	――マッチの軸木		ＫＧ
		200	―――マッチの軸木		ＫＧ				――その他のもの		
			―――その他のもの					910	―――かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの		ＫＧ
		910	――――扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		ＫＧ				―――その他のもの		
			―――その他のもの					920	――――扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		ＫＧ
		991	――――縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＭ	ＫＧ				――――その他のもの		
		999	――――その他のもの		ＫＧ			991	――――縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＭ	ＫＧ
	4421.99		――その他のもの								
		100	―――マッチの軸木		ＫＧ			999	――――その他のもの		ＫＧ
			―――その他のもの								
		910	――――かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの		ＫＧ						
			―――その他のもの								
		920	――――扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		ＫＧ						